

## スポーツによる元気な信州づくり包括連携協定書

本協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定関係7者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

株式会社長野県民球団、株式会社松本山雅、株式会社長野バルセイロ・アスレチッククラブ、株式会社信州スポーツスピリット、公益財団法人長野県体育協会、特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会及び長野県（以下「協定関係7者」という。）は、スポーツによる元気な信州づくりを推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定関係7者が緊密に連携することにより、スポーツを通じて長野県全体に元気を創出していくことを目的とする。

### （連携事項）

第2条 協定関係7者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。この場合において、事業の実施主体及び連携・協力主体の組み合わせは当事者間で適宜調整する。

- (1) スポーツ振興に関すること
  - (2) 青少年の健全育成に関すること
  - (3) 県民の健康の増進に関すること
  - (4) 観光振興に関すること
  - (5) その他地域の活性化に関すること
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、協定関係7者は必要に応じ当事者間で協議を行うものとする。

### （事業の広報）

第3条 公益財団法人長野県体育協会、特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会及び長野県は、前条に基づく事業の実施にあたり、それぞれの広報媒体等を通じて積極的に広報するものとする。

（協定の有効期間及び内容変更）  
第4条 本協定は、協定関係7者の代表者が署名した日から発効し、有効期間の定めを設けないこととする。ただし、本協定からの脱退を希望する場合は、脱退を予定する日の1か月前までに、協定関係7者のうち当該団体を除くすべての相手方に対し、書面をもって通知することにより、本協定から脱退できるものとする。

- 2 協定関係7者のうち、いずれかの者から協定内容変更の申し出があったときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

### （疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に關し疑義等が生じた場合は、協定関係7者で協議して定めるものとする。

長野県長野市若里6-3-22

株式会社長野県民球団

代表取締役社長

長野県松本市鎌田2-2-4  
株式会社松本山雅  
代表取締役社長

長野県長野市大字屋島北屋島3300  
株式会社長野バルセイロ・アスレチッククラブ  
代表取締役社長

長野県千曲市大字小島3145-1 CODYビル1F  
株式会社信州スポーツスピリット  
代表取締役社長

片桐 雄一

長野県長野市大字南長野字聖徳545-1  
公益財団法人長野県体育協会  
理事長

川村 伸也

長野県長野市大字下駄沢586  
特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会  
理事長

長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事  
三村 一郎